

一定の病気等に該当することを理由として 運転免許の取消処分を受けた方で 免許の再取得を希望される方

◎ 事前相談

対 象 者	<p>◎ 一定の病気等に該当することを理由として、運転免許の取消処分を受けた方で、診断書等により一定の病気等に関する症状の回復が認められる方（運転免許の取消処分を受けた日から起算して3年を経過しない方に限ります。）</p> <p>※ 秋田県内に住所のある方のみが対象です。</p>
事前相談	<p>◎ 免許を受けることができない期間（欠格期間）が経過し、かつ、症状の回復が認められる方は、事前に運転免許センター行政処分係（#8080又は018-824-0660）へご相談ください。</p> <p>※ 秋田県公安委員会指定の診断書の提出について、連絡があります。</p>

◎ 免許の再取得 事前相談の結果、免許の再取得が可能となった方の手続は、次のとおりです。

試験内容	<p>◎ 学科試験及び技能試験が免除となります。（適性試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。）</p> <p>※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</p>
受付時間	<p>月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）</p> <p>午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません。）</p>
場 所	<p>秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）</p>
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍）の記載された住民票 ○ マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証などが本人確認のための書類となります。 ○ 診断書（秋田県公安委員会が指定した用紙のもの） ○ 運転免許取消処分通知書 ◇ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書 ・ 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書（運転技能検査を受検した方は、運転技能検査受検結果証明書の提出も必要となります。） ※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からない場合は、運転免許センター試験係までお問合せください。

注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍）の記載されたものを準備してください。 （「本籍（国籍）省略」のものは、申請を受理できません。） ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。 ○ 講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効（優良講習の方はゴールド）」の免許証が交付されます。
---------	--

申請手数料	全 免 種	1, 9 0 0 円 （申請免種ごとに必要です。）
講習手数料	優良講習 5 0 0 円、一般講習 8 0 0 円、初回・違反講習 1, 3 5 0 円	
交付手数料	2, 0 5 0 円	
併記手数料	2 0 0 円（他の免種ごとに加算されます。）	

◎ お問い合わせは

- ・ **一定の病気等に関すること # 8 0 8 0 又は 0 1 8 - 8 2 4 - 0 6 6 0**
行政処分係まで
- ・ 運転免許試験に関すること 0 1 8 - 8 6 2 - 7 5 7 0 試験係まで